

## 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

東大和市地域包括支援センター条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業及び」を「法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業及び法第115条の46第1項に規定する」に改め、同条第2号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第7条中「法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（法第115条の45第1項第2号に係るものに限る。）及び」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（包括的支援事業等に関する経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）の規定により、東大和市地域包括支援センターは、改正後の東大和市地域包括支援センター条例（以下「改正後の条例」という。）第3条各号に掲げる事業のほか、旧法第115条の45第1項第2号に掲げる事業を行うことができる。
- 3 旧法第115条の45第1項第2号に掲げる事業を利用することができる者については改正後の条例第6条第1項の規定を準用し、その利用の承認については改正後の条例第3条第2号に規定する介護予防支援の規定の例による。
- 4 旧法第115条の45第1項第2号に掲げる事業の利用に係る料金については、無料とする。